

国立国会図書館法第二十六条に規定する金銭の取扱 規程

(昭和二十八年二月十日国立国会図書館規程第二号)

(総則)

第一条 国立国会図書館法第二十六条の規定に基き、国立国会図書館長(以下館長という。)が寄贈を受けた金銭(以下寄贈金という。)の取扱に関しては、この規程の定めるところによる。

(取扱区分)

第二条 寄贈金は、歳入歳出外の現金として取扱う。

(管理及び出納保管)

第三条 寄贈金は、館長が管理する。

2 館長は、寄贈の目的に従つた寄贈金使用計画を定めなければならない。

3 歳入歳出外現金出納官吏は、館長の命令がなければ寄贈金の出納保管をすることができない。

(取扱の細目)

第四条 前三条に定めるものを除く外、寄贈金の取扱の細目に関して必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規程は、昭和二十八年二月十日から施行する。